



平成 23 年 12 月 20 日

新潟県副知事

北 島 智 子 様

命を守る C 型肝炎新潟の会

新潟市北区新井郷 5 5 8 - 1

代表 和 田 三 夫

薬害 C 型肝炎患者救済に関する要望

薬害 C 型肝炎訴訟をうけて、被害者全員を一律に救済する「C 型肝炎感染被害者救済法」が平成 20 年 1 月 11 日に議員立法により成立したところである。

その前文には、異例ともいえる、政府が責任を認め謝罪すべきであると明記されていることは、肝炎患者のおかれた厳しい状況を表しているものである。

翌年の平成 21 年には肝炎対策基本法が成立し、患者の救済に向けて国の責務が定められるとともに、全国民に対し肝炎ウイルス検査を受けるよう求めることや医療の充実などを盛り込んだ肝炎対策基本指針も告示されている。

しかしながら、肝炎は感染してから発症までに 10 年から 20 年も経過するにもかかわらず、救済については患者側が裁判で汚染された血液製剤の投与を診療記録や治療した医師の証言などで立証することが必要とされていることから、カルテの保存義務が医師法で 5 年とされており廃棄されているケースや、医師の証言が得られないことも多く、90%以上の患者はカルテによる証明が難しく、いまだに対象とならず多くの患者が救済されず厳しい状況におかれている。

救済法の前文で薬害 C 型肝炎は、国の政策の誤りで起こったと認めており、350 万人ともいわれる肝炎患者の救済について衆議院及び参議院の両院において付帯決議していることから、早急にこれらの患者の救済に必要な、更なる法の整備や生活支援等の制度の創設とその予算化が強く求められているところである。

そこで、C 型肝炎ウイルス性肝炎患者を速やかに救済するために必要な下記の措置について特段の配慮を行うよう要望する。

記

- 1 患者救済に向けて、救済法の請求期間の延長と感染時のカルテ等の証明に頼ることなく現在の担当医師の証明で代用できる等の措置を盛り込むことを国へ要望されたい。
- 2 肝炎通院費助成制度における交通費の見直しをされたい。
- 3 医療費負担の軽減措置を実施されたい。